

A 2 助成対象となるのは、保護者の自宅におけるベビーシッター利用分です。保育園へのお迎えにかかる交通費や利用料は助成対象になりません。

Q 3 海外から港区に引っ越してきたため、住民税が課税されていない。非課税世帯として助成されるか。

A 3 該当する年の年間収入額を証明する書類を提出して申告していただくことで、非課税世帯に該当するかどうかを審査します。必ず申請時に年間収入の申告をお願いします。申告がない場合は、課税世帯とみなして審査します。

Q 4 令和元年度分は住民税が課税されたが、令和2年度分は非課税となった。助成上限額はいくらか。

A 4 課税世帯から非課税世帯（または生活保護世帯）となる場合の助成上限額は、以下のとおりです。

ベビーシッター 利用日	4月1日から6月30日	7月1日から翌年3月31日
課税区分	課税世帯	非課税世帯
助成上限額	5万円	10万円－4月1日から6月30日までの 助成済額

※年度途中で課税世帯から生活保護世帯となった場合は、生活保護の適用日より、助成上限額を10万円－助成済額となります。

Q 5 令和元年度分は住民税が非課税だったが、令和2年度分は課税された。助成上限額はいくらか。

A 5 非課税世帯（または生活保護世帯）から課税世帯となる場合の助成上限額は、以下のとおりです。

ベビーシッター 利用日	4月1日から6月30日	7月1日から翌年3月31日
課税区分	非課税世帯	課税世帯
助成上限額	10万円	5万円－4月1日から6月30日までの助 成済額（助成済額が5万円を超えている場 合は、助成できません。）

8 問い合わせ先

港区子ども家庭支援部保育課保育支援係（港区役所7階703窓口）

電話：03-3578-2445

1 事業概要

お子さんが病気により保育園や小学校に登園・登校させることが困難な時期に、訪問型病児・病後児保育サービス（以下「ベビーシッター」という）を利用する保護者に対し、利用に要した費用の一部を助成することで、保護者の子育てと就労等の両立を支援し、経済的な負担軽減を図ります。

2 助成対象（助成要件）

以下の項目の全てに該当する方が助成の対象となります。

- （1）生後57日目以降から小学校6年生までのお子さん及びその保護者が、港区に住民登録をし、かつ居住している
- （2）ベビーシッター利用時に、お子さんが子ども・子育て支援法における保育の必要性の認定を受けて下記の対象保育施設に入園している、又は学童クラブを利用している
（対象保育施設）
認可保育園、認定こども園、地域型保育事業、港区保育室、東京都認証保育所、東京都に届出のある認可外保育施設、港区保育サポート（定期利用）
- （3）助成対象のベビーシッター事業者が実施するベビーシッターを利用している
- （4）お子さんがベビーシッター利用の前後7日以内に当該病気で医療機関を受診している
- （5）ベビーシッターを保護者の自宅で利用している

3 助成対象とするベビーシッター事業者

- （1）公益社団法人全国保育サービス協会に加盟する事業者
<http://www.acsa.jp/htm/joining/>
- （2）公益社団法人全国保育サービス協会が国から委託を受けて実施するベビーシッター派遣事業の割引券取扱事業者
http://www.acsa.jp/htm/babysitter/ticket_handling_list.htm

※サービス内容、利用方法については各事業者に直接お問い合わせください。利用にあたっては、サービス内容等について十分に確認してください。

4 助成内容

(1) 助成の対象経費は、ベビーシッター利用時の自宅における保育にかかる費用です。入会金、年会費、月会費、登録料、交通費等の諸経費その他これらに準ずる費用は助成の対象外です。**ただし、実際にベビーシッターを利用しており、当該月会費等に保育料が含まれる場合は助成の対象です。**

(2) 助成の対象経費や助成率、年間助成上限額については、以下のとおりです。

助成区分	助成率	年間助成上限額 ※3
生活保護法による保護を受けている世帯 又は住民税非課税世帯 ※1	100%	10万円
上記以外の世帯	50% ※2	5万円

※1 令和2年4月～6月利用分は、令和元年度分の住民税をもとに、令和2年7月～令和3年3月利用分は、令和2年度分の住民税をもとに決定します。

※2 助成額は、助成対象の経費に2分の1を掛け、1円未満の端数は切り捨てます。
具体例：(対象経費) 12,345円×(助成率) 1/2 = (助成額) 6,172円

※3 年間とは、4月1日から翌年3月31日までの助成分です。

5 申請に必要な書類

(1) 提出書類

ベビーシッター利用後、下記の①～⑤の書類(⑤は該当される方のみ)を申請窓口(港区子ども家庭支援部保育課保育支援係)に提出してください。提出いただいた書類は返却いたしません。

①港区訪問型病児・病後児保育利用料助成金交付申請書

※対象児童1名につき、1枚の交付申請書をご提出ください。**受診日や病名等、欄に収まりきらない場合には、欄外にご記入いただいで結構です。**また、港区公式ホームページからダウンロードできます。

②ベビーシッター利用日の前後7日間以内に、医療機関を受診したことがわかるもの(写し可)(領収証、受診記録票、医師の処方に基づく薬袋及びお薬手帳の写し等)

※助成対象児童名および医療機関の名称、受診日の記載があるもの

③ベビーシッター利用の領収書(写し可)

④ベビーシッター利用明細書等(写し可)(保護者名、助成対象児童名、利用日時、保育料及び交通費等の諸経費が記載されているもの)

⑤住民税非課税証明書(写し可)(該当される方のみ)

・ベビーシッター利用日が令和2年4月1日～令和2年6月30日で、平成31年1月1日現在、港区外にお住まいの方

→令和元年度住民税非課税証明書の写し

・ベビーシッター利用日が令和2年7月1日～令和3年3月31日で、令和2年1月1日現在、港区外にお住まいの方

→令和2年度住民税非課税証明書の写し

※港区で非課税世帯であることが確認できない場合は、課税世帯として審査をします。

(2) 提出期限

ベビーシッター利用日から一年以内(必着)

(3) 提出先

〒105-8511 港区芝公園1-5-25

港区子ども家庭支援部保育課保育支援係 訪問型病児・病後児保育利用料助成担当

6 ベビーシッター利用から助成金の交付までの流れ

(1) ベビーシッター事業者への申し込み

サービス内容や利用方法などをご確認の上、事業者へ直接お申し込みください。

(2) 交付申請の手続き

ベビーシッター利用後、申請書類を提出先に提出してください。

(3) 助成の決定、請求の手続き

提出書類を審査し、助成が適当の場合は「交付決定通知書」と「交付請求書兼口座振替依頼書」を郵送します。助成が不適当の場合は「不交付決定通知書」を郵送します。交付決定者は、「交付請求書兼口座振替依頼書」に必要事項を記入の上、提出先に提出してください。

(4) 助成金の交付

交付請求書兼口座振替依頼書に基づき、ご指定の口座へ助成金を振り込みます。

7 Q&A

Q1 医療機関を受診することなく、ベビーシッターを利用した。子どもが利用日の翌日から元気になる、利用後7日間以内に医療機関を受診しなかった。助成対象となるか。

A1 お子さんがベビーシッター利用日の前後7日間以内に当該病気で医療機関を受診していることが要件であるため、助成対象となりません。

Q2 子どもが保育園で具合が悪くなったので、ベビーシッターに保育園に直接お迎えに行ってもらい、そのまま自宅での保育をお願いした。助成対象となるか。